

1 事業者 最大 **90 万円** を支援します

受付期間 **7/1 (木)~8/31(火)**

対象業種

【日本標準産業分類】

- ・卸売業・小売業（無店舗小売業を除く）
- ・技術サービス業（写真業など）
- ・洗濯、理容、美容、浴場業
- ・その他の教育、学習支援業
- ・物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）
- ・飲食サービス業
- ・その他の生活関連サービス業（運転代行業を除く）
- ・療術業

**事業継続支援緊急対策事業補助金
(感染症対策設備機器等導入支援)**

圃新ビジネス支援課 (☎017-734-2379)
経済政策課 事業継続支援チーム (☎017-734-5132)

店舗・事業所の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に要する経費の一部を補助します。

●対象となる経費

事業所・店舗等における飛沫感染や接触感染、近距離会話対策等で令和3年4月1日から事業完了日までに要した経費を算定基礎とし、事業継続に必要な経費

【補助対象経費】

目的	具体例
衛生環境の整備	非接触型検温器、サーモグラフィ、従業員用フェイスシールド、アルコール自動噴霧器、空気清浄機器等設備（除菌機能があるもの）、器具用消毒器、アクリル板・パーテーションの設置、透明ビニールカーテン・飛沫防止シート、トイレの改修（自動開閉蓋、自動洗浄の導入等）、抗菌素材の床・壁紙等への張替え、抗菌畳の導入、スリッパ等滅菌設備の導入 など
換気の向上	空調設備（高効率換気機能）の導入または強化、エアコン（外気換気、空気清浄または除菌機能がある一体型）、換気のための網戸・窓・換気扇設置 など
密集・接触の回避	非接触型設備（タッチレス水栓、自動ドア等）の導入、キャッシュレス決済の導入、自動精算機（セルフレジ）の導入、誘導サインの設置、テイクアウト対応設備の整備 など

※物品等(消耗品を除く)の購入費、設備等の工事費、機器、設備等のリース料またはレンタル料が補助対象経費となります。

※国、県及び市等から助成金等の交付を受けている補助対象経費がある場合、当該補助対象経費は補助対象外とします。

※補助の対象とならない経費の例

使い捨てマスク・消毒用ハンドボトル、消毒液などの消耗品、通常のエアコン・空気清浄機・清掃用具・車両の更新などの物品購入、抗菌コーティングの施工や清掃等の役務、物品等の導入による水道光熱費の増、3密回避による業務増に伴う人件費の増など

●補助額

補助対象経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額（下限1万円）

1事業者あたり上限 **30万円**（1事業所・店舗につき上限10万円、3事業所・店舗まで）

●申請の流れと必要書類等

①交付申請…令和3年7月1日(木)から8月31日(火)まで

○事業継続支援緊急対策事業補助金交付申請書及び対象者とわかるもの

○補助対象経費が確認できるもの

（導入予定の設備等の見積書、令和3年4月1日から申請までに既導入済の設備等の領収書等）

②交付決定（市が申請内容の審査後、市から申請者へ交付の決定を通知します）

③実績報告及び請求…令和3年10月31日(日)まで

○事業完了実績報告書兼請求書

○事業完了内容確認書類（領収書、納品書、工事内訳書の写し、機器設置、工事後の写真等）

④補助金支払



市では事業者の皆さまの事業継続のため、青森市内及び市外に本店を有する中小企業または小規模事業者等を対象に、青森市内に所在する店舗等の家賃・自己所有物件・感染症対策設備機器等導入に必要な経費を、1事業者に**最大90万円**を支援します。

※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がある場合は対象外

※市外に本店(個人にあっては住所)を有する事業者は、上記のほか所在する自治体の市税等に未納がある場合は対象外

※詳細は市ホームページをご覧ください

事業継続支援緊急対策事業補助金 (家賃支援)

経済政策課 事業継続支援チーム (☎017-734-5132)

賃借している店舗等の運営に必要な固定費である家賃の一部を補助します。

●補助額・申請方法

令和3年7月を賃貸借契約期間に含む店舗等の賃料月額×8割相当額×2か月分

※共益費、駐車場、振込手数料、倉庫、住居部分、土地の賃借料、機器等の設置経費等は対象外

1事業者あたり上限 **60万円** (賃料月額の8割)

(1事業所・店舗につき上限20万円 自己所有物件事業者支援と合計して3事業所・店舗まで)

※令和3年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(自己所有物件事業者支援)により申請した店舗・事業所は対象外



事業継続支援緊急対策事業補助金 (自己所有物件事業者支援)

経済政策課 事業継続支援チーム (☎017-734-5132)

自己所有物件の固定資産税相当額の一部を補助します。

●補助額・申請方法

自己所有物件における事業継続のための支援(算定基礎額の2か月分)

※令和3年度に課税された店舗等に係る固定資産税8割相当額を1か月分の算定基礎とする

1事業者あたり上限 **60万円**

(1事業所・店舗につき上限20万円 家賃支援と合計して3事業所・店舗まで)

※令和3年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃支援)により申請した店舗・事業所は対象外

※記入の際には、令和3年度の固定資産税の納税通知書をご用意ください



事業継続支援緊急対策事業補助金の申請はこちら▼

申請

申請書等に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送で提出してください。

申請書(様式)は、市ホームページに掲載します。

【提出先】〒030-0801 新町一丁目3-7
青森市役所 経済政策課 宛

